

所在不明高齢者に係る年金の差止めについて

平成24年9月5日
年金局事業管理課
給付事業室

1. これまでの経緯

- 平成22年7月1日現在で満76歳以上であって、後期高齢者医療を1年間(平成21年7月～22年6月までの間)継続して利用していない年金受給者(34万1,312人)に対して、平成22年11月に現況申告書の送付を行い、死亡、行方不明が判明した者について、順次、年金の差止めを行った。
- 現況申告書の未提出者及び未送達者(住民基本台帳情報でも送付先とは異なる新たな住所が確認されなかった方)については、配達証明付きの現況申告書提出の督促状送付や、市町村に健在等の情報提供を依頼したうえで、健在が確認できない場合は、日本年金機構の職員による訪問調査を実施し、死亡、行方不明が判明した者について、順次、年金の差止めを行った。
- 現況申告書の回答があった者のうち、回答内容が「死亡」又は「消息を知らない」以外であり、かつ、後期高齢者医療を2年間(平成21年7月～23年6月までの間)継続して利用していない年金受給者(16万2,480人)に対して、市町村に健在等の情報提供を依頼するとともに日本年金機構の職員による訪問調査を実施した。
- 現況申告書送付後のこれまでの定期支払いにおける年金差止め状況(注1)
 - 平成23年2月定期で差止め 572人(死亡 65人・行方不明 507人)
 - 平成23年4月定期で差止め 45人(死亡 3人・行方不明 42人)
 - 平成23年6月定期で差止め 92人(死亡 27人・行方不明 65人)
 - 平成23年8月定期で差止め 220人(死亡 7人・行方不明 213人)
 - 平成23年10月定期で差止め 293人(死亡 4人・行方不明 289人)
 - 平成23年12月定期で差止め 79人(死亡 62人・行方不明 17人)
 - 平成24年2月定期で差止め 120人(死亡 71人・行方不明 49人)
 - 平成24年4月定期で差止め 263人(死亡 31人・行方不明 232人)

1,684人(死亡 270人・行方不明 1,414人)

(注1) 年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされていなかった者であり、その後健在である事が判明した数を含む。

2. 現況申告書の回答状況等

(1) 平成 22 年 11 月に送付した現況申告書の回答状況は以下のとおり。

[表 1]		H23. 8. 5 公表 時点	H24 年 4 月定期支払 時点 (増 減)
現況申告書送付対象者数		341,312 人	341,312 人 (+0 人)
提出者		331,213 人	331,610 人 (+397 人)
①年金受給者が自ら回答(③を除く)		245,725 人	246,056 人 (+331 人) (a)
②年金受給者の代理人が回答(③を除く) 〈回答内容別内訳〉		75,193 人	75,374 人 (+181 人)
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所に居住		45,529 人	45,594 人(b) (+65 人)
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所とは別の場 所に居住		26,848 人	26,962 人(c) (+114 人)
受給者本人は既に死亡		2,239 人	2,239 人 (+0 人)
受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない		577 人	579 人 (+2 人)
③記載不備のため、回答内容を照会したもの		10,295 人	10,180 人(d) (△115 人)
未提出者		7,000 人	6,739 人 (△261 人)
未送達者(転居等により現況申告書が届かなかった者)		3,099 人	2,963 人 (△136 人)

(2) 現況申告書の提出者に対する訪問調査結果については以下のとおり。

- 市町村に健在等の情報提供を依頼するとともに、日本年金機構の職員による訪問調査を実施。
- 訪問調査は、
現況申告書を提出した者(表 1 の(a)～(d))となっている者のうち、後期高齢者医療を 2 年間(平成 21 年 7 月～23 年 6 月までの間)継続して利用していない年金受給者(16 万 2,480 人)を対象に実施。

[表 2] 平成 24 年 4 月定期支払までの状況

現況申告書の回答内容が「死亡」又は「消息を知らない」以外であり、過去2年間の後期高齢者医療の利用が無い者	162,480 人
健在であることを確認したもの	159,402 人
死亡を確認したもの(※)	2,491 人
行方不明であることを確認したもの	587 人

※ 年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた件数を含む。

3. 年金差止め対象者

○ 現況申告書の報告内容や訪問調査結果等を踏まえ、平成 24 年 4 月の定期支払いまでにおける、年金の差止め対象者は以下のとおり。

○ 死亡判明等により年金の過払いが判明した場合は、遺族に対し年金の返還を求めている。

また、不正受給の可能性が疑われる場合は、自治体及び関係官署と協議しつつ対応することとし、悪質と判断されるケースについては、告発等の対応を行う。

なお、行方不明となった時期から 7 年を経過している者については、失踪宣告の状況を確認し、死亡が確認できない場合は、家族等に失踪宣告の手続きを勧奨している。

[表 3]

差止め対象者数	H23 年 8 月定期 支払まで	H23 年 10 月定期 支払い	H23 年 12 月定期 支払い	H24 年 2 月定期 支払い	H24 年 4 月定期 支払い	合 計
<内訳>	929 人	293 人	79 人	120 人	263 人	1,684 人
① 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人は既に死亡との回答があったもの(※1)	68 人	0 人	0 人	0 人	0 人	68 人
② 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れないとの回答のあったもの(※2)	537 人	0 人	0 人	0 人	0 人	537 人
③ 訪問調査等により死亡が確認されたもの	34 人	4 人	62 人	71 人	31 人	202 人
④ 訪問調査等によっても年金受給者本人の現況が確認できなかったもの	290 人	289 人	17 人	49 人	232 人	877 人
計	929 人	755 人 (死亡 168 人・行方不明 587 人)				1,684 人

(※1) 現況申告書で「死亡」と回答のあった方で、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案を除く。

(※2) 現況申告書で「本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない」(いわゆる行方不明)と回答のあった方で、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案を除く。

4. 年金を差止めした後、健在を確認した者

○ 平成 23 年 2 月の定期支払い以後、行方不明を理由に年金を差止めした後、本人からの健在の申出等により差止めを解除し、年金の支給を再開した者は以下のとおり。

[表 4]

	H23年 2月定期 支払い	H23年 4月定期 支払い	H23年 6月定期 支払い	H23年 8月定期 支払い	H23年 10月定期 支払い	H23年 12月定期 支払い	H24年 2月定期 支払い	H24年 4月定期 支払い	合 計
行方不明を理由に差止めした人数	507人	42人	65人	213人	289人	17人	49人	232人	1,414人
差止めを解除し支給を再開したもの(※)	46人	8人	12人	168人	58人	1人	1人	23人	317人
本人から健在の申出	32人	6人	12人	168人	58人	1人	1人	23人	301人
現況申告書の記入誤りによるもの	14人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	16人

※差止め解除は、本人面談のうえ、免許証や旅券等による本人確認を行ったうえで解除を行っている。

5. 行方不明となった時期から7年を経過している者への取り組み

行方不明を確認したため年金の支払いを一時保留した者のうち、親族等から聴取した結果、行方不明となった時期が7年以上前と思われる者は以下のとおり。

行方不明を理由に差止めを継続している 1, 097 人（差止めした 1,414 人から支給再開した 317 人を差し引いた数）中、80 人が 7 年以上以前から行方不明との申し立てを確認。

80人のうち、失踪宣告勧奨件数 38件

失踪宣告手續済件数 16件

(注) 親族以外の方から聴取した場合には、失踪宣告の勧奨は行っていない。

6. その他の取組み

住基ネットを活用できない現況届提出により生存確認を行っている者で後期高齢者医療を2年間利用の無い者の訪問調査状況。

・訪問対象件数 632件

・健在であることを確認したもの 599件

・死亡を確認したもの 28件

・行方不明であることを確認したもの 5 件（7 年以上前からの所在不明は無し）

[表 5]

差止め対象者数	H23 年 8 月定期 支払まで	H23 年 10 月定期 支払い	H23 年 12 月定期 支払い	H24 年 2 月定期 支払い	H24 年 4 月定期 支払い	合 計
<内訳>	0 人	0 人	2 人	1 人	6 人	9 人
① 訪問調査等により死亡 が確認されたもの(※)	0 人	0 人	1 人	0 人	3 人	4 人
② 訪問調査等によっても 年金受給者本人の現況が確 認できなかったもの	0 人	0 人	1 人	1 人	3 人	5 人

(※)別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案を除く。

7. 今後の取り組み

今後も、後期高齢者医療の利用情報等を活用し、一定期間利用のない対象者を選定し、対象者に対して現況申告書の送付や訪問調査等の健在確認を実施する予定。